

# 愛媛十全医療学院 学校関係者評価委員会規定

## (目的)

第1条 この規定は、愛媛十全医療学院の学校関係者評価委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定め自己評価の結果を元に学院運営ならびに学生教育に対して、より具体的かつ実践的な職業教育の質を確保すべく、外部人材の意見を反映する組織としての機能も併せ、教育活動の観察や意見交換等を通じて自己評価の結果を評価し、学院の運営と教育活動の改善を図ることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 愛媛十全医療学院における学校関係者評価は、『専修学校における学校評価ガイドライン』に則って行うことを基本方針とする。

## (定義)

第3条 この規定において、学校関係者評価とは、学校教育法第43条及び学校教育法施行規則第67条に規定する学校関係者評価を言う。

## (委員の委嘱)

第4条 委員会を構成する委員は、次に掲げる者のうちから各学科1名以上を選出し、学院長または学科長が委嘱する。

- (1) 保護者
- (2) 卒業生
- (3) 地元企業(医療機関・福祉施設等)関係者
- (4) 高等学校関係者
- (5) 地域住民
- (6) その他教育に関する有識者

## (役割)

第5条 委員会は、教育活動及び学院運営の状況についての自己評価結果をふまえ、評価を行い、その結果を学院長に報告する。

## (任期)

第6条 委員の任期は2年とし、重任・再任を妨げない。前項の委員に欠員が生じた場合、速やかに後任者を選出する。なお、任期は前任者の残任期間とする。

2. 委員の任期が満了となった場合において、委員及び学院の双方から特段の申し出がない場合は、自動的に継続されるものとする。

## (委員長及び副委員長)

第7条 委員長及び副委員長を置く。

2. 委員長は学院長、副委員長は事務長もしくは学科長とする。
3. 委員長は、委員会を招集し、委員会を代表する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に不測の事態が生じた際は、委員長の職務を代行する。

## (会議)

第8条 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員に事故等による不測の事態があるときは代理の者が出席できることがある。

2. 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

## (守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報などの内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (雑則)

第10条 この規定に定めるもののほか、学校関係者評価に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

## 附 則(一)

この規定は令和2年4月1日より施行する。

## 学校関係者評価委員 構成

(外部 委嘱委員)

委員氏名	所 属	選出区分
中村徹男	愛媛県特別支援学校長会 会長	その他教育に関する有識者
伊藤雄規	十全総合病院 リハビリテーション科技師長	実習施設・卒業生等
青木進治	介護老人保健施設希望の館	地元企業・就職施設等

※任期については第6条を参照

(学院 内部委員)

委員氏名	所 属	担当区分
松田芳郎	学院長	委員長
田中信政	事務長	副委員長 3名の中から1名 を選出
藤原雅弘	P T 学科長	
三澤一登	O T 学科長	

(事務処理)

中津孝文	管理課長	
------	------	--